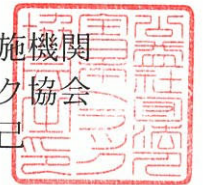




全ト協発第337号(環・適)  
令和5年10月12日

各都道府県トラック協会 会長 殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正等について

平素は当協会の業務運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、運転者不在等の自動運転に対する特定自動運行保安員の考え方が、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（令和5年5月31日付け改正）」にて示されたことを受け、今般、新たに定められた特定自動運行保安員にかかる行政処分等の基準について、国土交通省より下記の関係通達の一部が、別添のとおり改正されました。

また、依然として多発している大型車の車輪脱落事故への事故防止対策として、今回の改正では、大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故を惹起した運送事業者に対しても行政処分等を行うべき違反行為として盛り込まれました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

1. 別添通達一覧

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について
- (2) 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

2. 上記通達の施行日

令和5年10月1日

以上